

裾野市日常生活用具給付（貸与）事業実施要綱(平成18年裾野市告示第118号)新旧対照表

現行	改正後
○裾野市日常生活用具給付(貸与)事業実施要綱 平成18年10月4日 告示第118号 裾野市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成12年裾野市告示第72号)の全部を改正する。 (目的) 第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条の規定による地域生活支援事業のうち日常生活用具給付事業を行うものとし、本市に居住する障害者(児)に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、在宅の障害者(児)の日常生活の便宜を図り、もって障害者(児)の福祉の増進に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障害者(児) 障害者総合支援法第4条第1項に定める障害者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に定める障害児をいう。 (2) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)別表に掲げる<u>疾病による障害程度が厚生労働大臣が定める程度(平成25年厚生労働省告示第7号)である者</u>をいう。 (用具の種類及び給付等の対象者) 第3条 給付等の対象となる用具の種類、対象者、基準額等は、別表のと	○裾野市日常生活用具給付(貸与)事業実施要綱 平成18年10月4日 告示第118号 裾野市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成12年裾野市告示第72号)の全部を改正する。 (目的) 第1条 【略】 (定義) 第2条 【略】 (1) 【略】 (2) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）<u>第1条に規定する特殊の疾病に該当する者</u> _____をいう。 (用具の種類及び給付等の対象者) 第3条 【略】

おりとする。ただし、用具の貸与の対象者は、所得税非課税世帯に属する者とする。	
2 前項の規定にかかわらず、介護保険法(平成9年法律第123号)により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除く。	2 【略】
3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付日から別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合に限り、再交付することが可能であるものとする。 (給付等の申請)	3 【略】 (給付等の申請)
第4条 用具の給付等を受けようとする対象者又はその者を扶養する者(以下「申請者」という。)は、市長に対し、日常生活用具給付(貸与)申請書(様式第1号)により申請するものとする。	第4条 【略】
2 難病患者等については、前項の申請をするときは、医師の診断書又は意見書等を提出しなければならない。 (給付の決定)	2 【略】 (給付の決定)
第5条 前条の申請を受理した市長は、調査書(様式第2号)を作成するとともに、必要な審査及び調査を行い、その適否を決定し、適当と認めたときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付(貸与)券(様式第4号。以下「給付券」という。)を当該申請者に通知するものとする。	第5条 【略】
2 申請を却下した場合、市長は、当該申請者に対して日常生活用具却下	2 【略】

通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

第6条 市長は、障害者(児)の申請の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として2箇月ごとに給付券1枚を交付する。
- (2) 別表の限度額(月額)の範囲内で1箇月に必要とする排泄管理支援用具に担当する額の2倍(2箇月分)の額を給付券1枚に記載して交付する。
- (3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付することができる。
- (4) 次条に規定する費用負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(用具の給付等)

第7条 第5条の規定により用具の給付の決定を受けた者は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

- 2 用具の貸与の決定を受けた者は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。
- 3 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

第8条 前条の規定により用具の給付等を受けることとなった者は、用具

(排泄管理支援用具の特例)

第6条 【略】

(用具の給付等)

第7条 【略】

2 【略】

3 【略】

(費用の負担)

第8条 【略】

を納入する業者に給付券を添えて、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。 2 前項の規定により支払うべき額(以下「自己負担額」という。)は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給の例による。 (業者への支払い) 第9条 用具を納入した業者が市長に当該用具に係る費用を請求するに当たっては、給付券を添付するものとする。 2 用具を納入した業者が市長に請求できる額は、用具の購入に要した額から第5条の規定により給付券を受けた者が直接業者に支払った額を控除して得た額とする。 (用具の管理) 第10条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 2 前項に違反した場合、市長は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。 (台帳の整備) 第11条 用具の給付等の状況を明確にするための「日常生活用具交付決定簿」(様式第6号)を整備するものとする。 (雑則) 第12条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この告示は、公示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。 附 則(平成21年告示第138号) この告示は、公示の日から施行する。 附 則(平成26年告示第80号)	2 【略】 (業者への支払い) 第9条 【略】 2 【略】 (用具の管理) 第10条 【略】 2 【略】 (台帳の整備) 第11条 【略】 (雑則) 第12条 【略】 附 則 【略】
--	--

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年告示第106号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第157号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第3条関係)

種目	品目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台	身体障害者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	身体障害者 (1) 下肢若しくは体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。) (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	70,000
		身体障害者 (1) 児童相談所又は知的障害者更	失禁等による汚染又は損耗を防		

別表(第3条関係)

種目	品目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台	身体障害者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	身体障害者 (1) 下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。) (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	70,000
		身体障害者 (1) 児童相談所又は知的障害者更	失禁等による汚染又は損耗を防		

		者以 外の 者(児)	生相談所におい て知的障害児・ 者として判定さ れ障害の程度が 重度又は最重度 である者及び身 体障害者手帳の 交付を受けた児 童であって、当 該手帳に身体上 の障害(下肢又は 体幹機能障害に 係るものに限 る。)の程度が2 級以上であるも のであって、そ れぞれ原則とし て3歳以上のも の (2) 寝たきりの状 態にある難病患 者等であって、 原則として3歳 以上のもの	止するためマッ ト(寝具)にビニ ール等の加工を したもの			
	特殊尿器	身体 障害 者	(1) 下肢又は体幹 機能障害1級の 者(常時介護を要	尿が自動的に吸 引されるもの で、障害者(児)	5年	67,000	

		者以 外の 者(児)	生相談所におい て知的障害児・ 者として判定さ れ障害の程度が 重度又は最重度 である者及び身 体障害者手帳の 交付を受けた児 童であって、当 該手帳に身体上 の障害(下肢又は 体幹機能障害に 係るものに限 る。)の程度が2 級以上であるも のであって、そ れぞれ原則とし て3歳以上のも の (2) 寝たきりの状 態にある難病患 者等であって、 原則として3歳 以上のもの	止するためマッ ト(寝具)にビニ ール等の加工を したもの			
	特殊尿器	身体 障害 者	(1) 下肢又は体幹 機能障害1級の 者(常時介護を要	尿が自動的に吸 引されるもの で、障害者(児)	5年	67,000	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

		者	上の者 (2) 下肢又は体幹機能障害のある難病患者等	せるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。									
		身体障害者以外の者(児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)2級以上の者であつて、原則として3歳以上のもの (2) 下肢又は体幹機能障害のある難病患者等であつて、原則として3歳以上のもの										
訓練いす	身体障害者以外の者(児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100								

		者	上の者 (2) 下肢又は体幹機能障害のある難病患者等	せるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。									
		身体障害者以外の者(児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)2級以上の者であつて、原則として3歳以上のもの (2) 下肢又は体幹機能障害のある難病患者等であつて、原則として3歳以上のもの										
訓練いす	身体障害者以外の者(児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100								

		障害に係るものに限る。)2級以上の者であって、原則として3歳以上もの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等			
訓練用ベッド	身体障害者以外の者(児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が2級以上の者であつて、原則として学齢児以上のもの (2) 下肢又は体幹機能障害がある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
カーシート	身体障害者	(1) 体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運	障害者等が乗車時における座位保持を可能とする機能を有する	3年	50,000

		障害に係るものに限る。)2級以上の者であつて、原則として3歳以上もの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等			
訓練用ベッド	身体障害者以外の者(児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が2級以上の者であつて、原則として学齢児以上のもの (2) 下肢又は体幹機能障害がある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
カーシート	身体障害者	(1) 体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運	障害者等が乗車時における座位保持を可能とする機能を有する	3年	50,000

			動機能障害2級以上の者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	もの		
自立生活支援用具	入浴補助用具	身体障害者	(1) 下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの (2) 入浴に介助を必要とする難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に	5年	90,000
		身体障害者以外の者(児)	(1) 下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要する原則として3歳以上のもの (2) 入浴に介助を要する難病患者等であって、原則として3歳以上のもの	当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	便器	身体障害者	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者	障害者(児)等が容易に使用し得るもの。ただし、	8年	29,800

			動機能障害2級以上の者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	もの		
自立生活支援用具	入浴補助用具	身体障害者	(1) 下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの (2) 入浴に介助を必要とする難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に	5年	90,000
		身体障害者以外の者(児)	(1) 下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要する原則として3歳以上のもの (2) 入浴に介助を要する難病患者等であって、原則として3歳以上のもの	当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	便器	身体障害者	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者	障害者(児)等が容易に使用し得るもの。ただし、	8年	29,800

[illegible]

身体障害者以外の者(児)	(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定されたもの、若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの、又は、身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(平衡機能 <u>若しくは</u> 下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。)を有し、必要と認められるもの					身体障害者以外の者(児)	(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定されたもの、若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの、又は、身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(平衡機能 <u>又は</u> 下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。)を有し、必要と認められるもの					
	(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等						(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等					

	T字状・棒状のつえ	身体障害者	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であつて、必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	障害者(児)等が容易に使用し得るもの	3年	3,000
		身体障害者以外の者(児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。)を有し、必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等			
	移動・乗支援用具	身体障害者	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であつ	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であるこ	8年	60,000

	T字状・棒状のつえ	身体障害者	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であつて、必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	障害者(児)等が容易に使用し得るもの	3年	3,000
		身体障害者以外の者(児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。)を有し、必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等			
	移動・乗支援用具	身体障害者	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であつ	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であるこ	8年	60,000

[illegible]

[illegible]

		(2) 上肢機能障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの						(2) 上肢機能障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの							
火災警報器	身体障害者	(1) 障害の程度が2級以上の者であって、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500			火災警報器	身体障害者	(1) 障害の程度が2級以上の者であって、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500		
	身体障害者以外の者(児)	(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度							身体障害者以外の者(児)	(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度					

		が1級又は2級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの						が2級以上であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの					
		(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等						(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等					
自動消火器	身体障害者	(1) 障害の程度が2級以上の者であって、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの (2) 火災発生の感知又は避難が著しく困難な難病患者等(難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700			自動消火器	身体障害者	(1) 障害の程度が2級以上の者であって、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの (2) 火災発生の感知又は避難が著しく困難な難病患者等(難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
	身体障害者以外の	(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・							身体障害者以外の	(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・			

[illegible]

			る。) (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等(日常 生活上必要と認 められる世帯に 限る。)			
歩行時間 延長信号 機用小型 送信機	身体 障害 者 機用小型 送信機	(1) 視覚障害2級 以上の者 (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	視覚障害者(児) 等が容易に使用 し得るもの	5年	<u>7,000</u>	
	身体 障害 者以 外の 者(児)	(1) 視覚障害2級 以上の者であっ て、原則として 学齢児以上のも の (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等であ って、原則とし て学齢児以上の もの				
聴覚障害 者用屋内 信号装置	身体 障害 者	(1) 聴覚障害2級 以上の者(日常生 活上必要と認め られる世帯に限	音、声音等を視 覚、触覚等によ り知覚できるも の	5年	87,400	

			る。) (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等(日常 生活上必要と認 められる世帯に 限る。)			
歩行時間 延長信号 機用小型 送信機	身体 障害 者 機用小型 送信機	(1) 視覚障害2級 以上の者 (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	視覚障害者(児) 等が容易に使用 し得るもの	5年	<u>12,000</u>	
	身体 障害 者以 外の 者(児)	(1) 視覚障害2級 以上の者であっ て、原則として 学齢児以上のも の (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等であ って、原則とし て学齢児以上の もの				
聴覚障害 者用屋内 信号装置	身体 障害 者	(1) 聴覚障害2級 以上の者(日常生 活上必要と認め られる世帯に限	音、声音等を視 覚、触覚等によ り知覚できるも の	5年	87,400	

[illegible]

	車いす (貸与)	身体 障害 者	(1) 下肢機能障害 又は乳幼児期以 前の非進行性の 脳病変による運 動機能障害(移動 機能障害に限 る。)を有する者 であって、使用 している下肢用 の義肢・装具の 修理が必要なも の (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	障害者(児)等が 下肢用の義肢・ 装具を修理する 間の移動を可能 とするもの	下肢 用の 義 肢・ 装具 の修 理に 要す る期 間	介護保 険単価
	地震防災 用具	身体 障害 者	(1) 障害等級4級 以上の障害者で あって、地震発 災時の安全確保 が困難又は避難 生活に支障が生 じるもの (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	地震発災若しく は避難中に障害 者(児)等が容易 に使用しうるも の又は地震発災 時に障害者(児) 等の安全を確保 する機能を有 し、次に掲げる もの	5年 7,000 その他 50,000	防災用 ベスト 5,000 防災用 リュッ ク 7,000 その他 50,000
		身体 障害	(1) 児童相談所又 は知的障害者更	・防災用ベスト ・防災用リュッ		

	車いす (貸与)	身体 障害 者	(1) 下肢機能障害 又は乳幼児期以 前の非進行性の 脳病変による運 動機能障害(移動 機能障害に限 る。)を有する者 であって、使用 している下肢用 の義肢・装具の 修理が必要なも の (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	障害者(児)等が 下肢用の義肢・ 装具を修理する 間の移動を可能 とするもの	下肢 用の 義 肢・ 装具 の修 理に 要す る期 間	介護保 険単価
	地震防災 用具	身体 障害 者	(1) 障害等級4級 以上の障害者で あって、地震発 災時の安全確保 が困難又は避難 生活に支障が生 じるもの (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	地震発災若しく は避難中に障害 者(児)等が容易 に使用しうるも の又は地震発災 時に障害者(児) 等の安全を確保 する機能を有 し、次に掲げる もの	5年 7,000 その他 50,000	防災用 ベスト 5,000 防災用 リュッ ク 7,000 その他 50,000
		身体 障害	(1) 児童相談所又 は知的障害者更	・防災用ベスト ・防災用リュッ		

		者以外の者(児)	生相談所において知的障害者・児として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級4級以上の者であつて、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	ク ・その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であつて、一般的に普及していないもの					者以外の者(児)	生相談所において知的障害者・児として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級4級以上の者であつて、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	ク ・その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であつて、一般的に普及していないもの				
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体障害者	(1) 腎臓機能障害3級以上の者であつて、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500			在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体障害者	(1) 腎臓機能障害3級以上の者であつて、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
		身体	(1) 腎臓機能障害								身体	(1) 腎臓機能障害			

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

用具		声・発語に著しい障害を有するもの (2) 同程度の障害を有する難病患者等	に使用し得るもの		
	身体障害者以外の者(児)	(1) 音声機能若しくは言語機能障害を有する者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する原則として学齢児以上のもの (2) 同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの			
情報・通信支援用具	身体障害者	(1) 視覚障害若しくは上肢機能障害2級以上の者	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するに当たり障害特性に応じて必要とな	4年	150,000
	身体障害者以外の	又は脳原性運動機能障害(上肢機能障害に限る。)を有する者であ			

用具		声・発語に著しい障害を有するもの (2) 同程度の障害を有する難病患者等	に使用し得るもの		
	身体障害者以外の者(児)	(1) 音声機能若しくは言語機能障害を有する者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する原則として学齢児以上のもの (2) 同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの			
情報・通信支援用具	身体障害者	(1) 視覚障害若しくは上肢機能障害2級以上の者	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するに当たり障害特性に応じて必要とな	4年	150,000
	身体障害者以外の	又は脳原性運動機能障害(上肢機能障害に限る。)を有する者であ			

	者(児)	って、必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	る周辺機器又はソフト等であって、障害者(児)等が容易に使用し得るもの		
点字ディスプレイ	身体障害者	(1) 視覚障害2級以上の者であって、必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	文字等のコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	<u>383,500</u>
点字器	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	(1) 主に情報の入手を点字によっている視覚障害を有する者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年	10,400
点字タイプライター	身体障害者	(1) 視覚障害2級以上の者であって、就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの (2) (1)と同程度	視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年	<u>63,100</u>

	者(児)	って、必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	る周辺機器又はソフト等であって、障害者(児)等が容易に使用し得るもの		
点字ディスプレイ	身体障害者	(1) 視覚障害2級以上の者であって、必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	_____ コンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	<u>430,000</u>
点字器	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	(1) 主に情報の入手を点字によっている視覚障害を有する者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年	10,400
点字タイプライター	身体障害者	(1) 視覚障害2級以上の者であって、就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの (2) (1)と同程度	視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年	<u>82,000</u>

		の障害を有する 難病患者等であ って、就労若し くは就学してい るか又は就労が 見込まれるもの			
	身体 障害 者以 外の 者(児)	(1) 視覚障害2級 以上の者であっ て、原則として 就労若しくは就 労している又は 就労が見込まれ るもの (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等であ って、原則とし て就労若しくは 就労している又 は就労が見込ま れるもの			
視覚障害 者用ポー ダブルレ コーダー	身体 障害 者	(1) 視覚障害2級 以上の者 (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	音声等により操 作ボタンが知覚 又は認識でき、 かつ、DAISY方 式による録音並	6年	85,000
	身体	(1) 視覚障害2級	びに当該方式に		

		の障害を有する 難病患者等であ って、就労若し くは就学してい るか又は就労が 見込まれるもの			
	身体 障害 者以 外の 者(児)	(1) 視覚障害2級 以上の者であっ て、原則として 就労若しくは就 労している又は 就労が見込まれ るもの (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等であ って、原則とし て就労若しくは 就労している又 は就労が見込ま れるもの			
視覚障害 者用ポー ダブルレ コーダー	身体 障害 者	(1) 視覚障害2級 以上の者 (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	音声等により操 作ボタンが知覚 又は認識でき、 かつ、DAISY方 式による録音並	6年	85,000
	身体	(1) 視覚障害2級	びに当該方式に		

	障害者以外の者(児)	以上の者であつて、原則として学齢児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であつて、原則として学齢児以上のもの	より記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体障害者	(1) 視覚障害2級以上の者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	6年	99,800
	身体障害者以外の者(児)	(1) 視覚障害2級以上の者であつて、原則として学齢児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であつて、原則として学齢児以上のもの			
視覚障害	身体	(1) 視覚障害2級	対応する携帯電	6年	4,980

	障害者以外の者(児)	以上の者であつて、原則として学齢児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であつて、原則として学齢児以上のもの	より記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体障害者	(1) 視覚障害2級以上の者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	6年	99,800
	身体障害者以外の者(児)	(1) 視覚障害2級以上の者であつて、原則として学齢児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であつて、原則として学齢児以上のもの			

	者以外の者(児)	る視覚障害者を有する者であって、原則として学齢児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、本装置により読書が可能になる原則として学齢児以上のもの	る機能を有するもので、障害者等が容易に使用できるもの		
視覚障害者用小型拡大読書器	身体障害者	(1) 本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害を有する者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	読みたいもの(印刷物等)の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	5年	<u>29,800</u>
	身体障害	(1) 本装置により文字等を読むこ			

	者以外の者(児)	る視覚障害者を有する者であって、原則として学齢児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、本装置により読書が可能になる原則として学齢児以上のもの	る機能を有するもので、障害者(児)等が容易に使用できるもの		
視覚障害者用小型拡大読書器	身体障害者	(1) 本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害を有する者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	読みたいもの(印刷物等)の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	5年	<u>35,900</u>
	身体障害	(1) 本装置により文字等を読むこ			

	者以 外の 者(児)	とが可能になる 視覚障害を有す る者であって、 原則として学齢 児以上のもの (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等であ って、本装置に より文字等を読 むことが可能に なる原則として 学齢児以上のも の			
視覚障害 者用時計	身体 障害 者	(1) 視覚障害2級 以上の者 (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	視覚障害者等が 容易に使用し得 るもの	5年	13,300
視覚障害 者用ラジ オ	身体 障害 者	(1) 視覚障害2級 以上の者 (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	テレビ放送等の 音声を受信する 機能を有し、視 覚障害者(児)等 が容易に使用し 得るもの	5年	29,000
	身体 障害 者以	(1) 視覚障害2級 以上の者であっ て、原則として			

	者以 外の 者(児)	とが可能になる 視覚障害を有す る者であって、 原則として学齢 児以上のもの (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等であ って、本装置に より文字等を読 むことが可能に なる原則として 学齢児以上のも の			
視覚障害 者用時計	身体 障害 者	(1) 視覚障害2級 以上の者 (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	視覚障害者等が 容易に使用し得 るもの	5年	13,300
視覚障害 者用ラジ オ	身体 障害 者	(1) 視覚障害2級 以上の者 (2) (1)と同程度 の障害を有する 難病患者等	テレビ放送等の 音声を受信する 機能を有し、視 覚障害者(児)等 が容易に使用し 得るもの	5年	29,000
	身体 障害 者以	(1) 視覚障害2級 以上の者であっ て、原則として			

	外の者(児)	学齡児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齡児以上のもの			
聴覚障害者用印字型通信装置	身体障害者	(1) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの (2) 同程度の障害を有する難病患者等	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者(児)等が容易に使用できるもの	5年	25,000
	身体障害者以外の者(児)	(1) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として			

	外の者(児)	学齡児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齡児以上のもの			
聴覚障害者用印字型通信装置	身体障害者	(1) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの (2) 同程度の障害を有する難病患者等	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者(児)等が容易に使用できるもの	5年	25,000
	身体障害者以外の者(児)	(1) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として			

		必要と認められる原則として学齢児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの			
聴覚障害者用映像型通信装置	身体障害者	(1) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者(児)等が容易に使用できるもの	5年	71,000
	身体障害者以外の者(児)	(1) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡			

		必要と認められる原則として学齢児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの			
聴覚障害者用映像型通信装置	身体障害者	(1) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者(児)等が容易に使用できるもの	5年	71,000
	身体障害者以外の者(児)	(1) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡			

		等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの			
聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	(1) 聴覚障害を有する者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	6年	88,900
人工喉頭	身体	音声機能障害を有	呼気によりゴム	5年	70,100

		等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であつて、原則として学齢児以上のもの			
聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	(1) 聴覚障害を有する者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	6年	88,900
人工喉頭	身体	音声機能障害を有	呼気によりゴム	5年	73,000

	障害者 身体障害者以外の者(児)	する者であって、本装置により発声が可能になるもの	等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの、又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		
埋込型人工喉頭用人工鼻	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	音声機能障害者等 である者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	発声が可能となる機器であり、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	—	<u>23,760</u> (月額)
福祉電話	身体障害者	(1) 難聴者又は外出困難な原則として障害等級2級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性が	障害者等が容易に使用し得るもの	6年	40,000

	障害者 身体障害者以外の者(児)	する者であって、本装置により発声が可能になるもの	等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの、又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		
埋込型人工喉頭用人工鼻	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	音声機能障害者等有する者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	発声が可能となる機器であり、障害者(児)等又は介護者が容易に使用し得るもの	—	<u>28,600</u> (月額)
福祉電話	身体障害者	(1) 難聴者又は外出困難な原則として障害等級2級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性が	障害者等が容易に使用し得るもの	6年	40,000

		あると認められるもの (2) 同程度の障害を有する難病患者等			
視覚障害者用図書	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	(1) 主に情報の入手を点字によっている視覚障害を有する者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	点字により作成された図書	—	市長が必要と認めた額
人工内耳用電池	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	(1) 聴覚障害を有する者であって、現に人工内耳を装用しているもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装用しているもの	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電電池	充電器:3年 充電電池:1年	ボタン電池2,500(月額) 充電器28,080 充電電池17,280

		あると認められるもの (2) 同程度の障害を有する難病患者等			
視覚障害者用図書	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	(1) 主に情報の入手を点字によっている視覚障害を有する者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	点字により作成された図書	—	市長が必要と認めた額
人工内耳用電池	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	(1) 聴覚障害を有する者であって、現に人工内耳を装用しているもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装用しているもの	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電電池	充電器:3年 充電電池:1年	ボタン電池2,500(月額) 充電器28,600 充電電池17,600
暗所視支援眼鏡	身体障害者	(1) <u>夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害者</u>	<u>画像入力装置を見たいものにか</u> <u>ずすことで、明</u>	8年	395,000

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

		障害者以外の者(児)	の障害を有する難病患者等					障害者以外の者(児)	の障害を有する難病患者等					
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	(1) 高度の排便若しくは排尿機能障害を有する者若しくは脳原性運動機能障害により意思表示が困難な者又は便秘の意思表示及び定時排泄が困難な重度の知的障害を有する者であって、医師の意見書により必要があると認められたもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	12,000		紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	(1) 高度の排便若しくは排尿機能障害を有する者若しくは脳原性運動機能障害により意思表示が困難な者又は便秘の意思表示及び定時排泄が困難な重度の知的障害を有する者であって、医師の意見書により必要があると認められたもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	12,000 (月額)	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	身体障害者	(1) 下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動	障害者(児)等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回とする	200,000		住宅改修費	居宅生活動作補助用具	身体障害者	(1) 下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動	障害者(児)等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回とする	200,000

[illegible]

			者 (2) 下肢又は体幹 機能に障害を有 する難病患者等 _____			
その他	その他市 長が特に 必要と認 める用具	身体 障害 者 身体 障害 者以 外の 者(児)	障害者(児)又は同 程度の障害を有す る難病患者等であ って、市長が特に 必要と認めるもの	障害者(児)等又 は介助者が容易 に使用し得るも のであって、障 害者(児)等の安 全を確保し生命 を守るもの	—	200,000

様式 略

			者 (2) 下肢又は体幹 機能に障害を有 する難病患者等 <u>であって、学齢 児以上のもの</u>			
その他	その他市 長が特に 必要と認 める用具	身体 障害 者 身体 障害 者以 外の 者(児)	障害者(児)又は同 程度の障害を有す る難病患者等であ って、市長が特に 必要と認めるもの	障害者(児)等又 は介助者が容易 に使用し得るも のであって、障 害者(児)等の安 全を確保し生命 を守るもの	—	200,000

様式 略